

玖珠町巡回支援専門員整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、保育所等に通う児童やその保護者が集まる施設・場（以下「子育て支援施設」という。）に巡回支援を実施し、発達やかかわり方が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、もって発達障害等のある児童への福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、玖珠町（以下「町」という。）とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を社会福祉法人及び特定非営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営を行うことができると認められるものに委託することができる。

(対象児)

第3条 この訓令において「対象児」とは、町に居住地を有し、集団行動の場面において、発達障害の特徴である多動・不注意・こだわりなどの行動面・情緒面での課題が顕著にみられるが、保護者の了解が得られず、発達相談や受診等の支援につながっていない児童をいう。

(専門員)

第4条 この訓令において「専門員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 医師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者

(2) 障害児童福祉施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する過程を含めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(事業内容)

第5条 専門員が、子育て支援施設への巡回支援を実施し、当該施設の職員や対象児の保護者に対し、障害や特徴の早期把握・早期療育に向けた助言等の支援を行う。

2 前項に規定する支援のほか、対象児への相談支援体制の充実を図るため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 町の教育・保育事業者及び母子保健事業者と連携し、事例に応じて適切な支援に結び付けられるよう行う関係機関等との調整

(2) 入園・入学の際に円滑な情報の提供や引継ぎができるよう行う関係機関との連携及び受け入れ側の体制整備が円滑に行えるようするための協力

(実施方法)

第6条 事業の実施に当たっては、次によることとする。

(1) 子育て支援施設の支援を担当する職員や対象児の保護者に対し、巡回による支援を基本とし、必要に応じ特定の場所を拠点とした面談や講習による支援を行う。

(2) 対象児の適切な支援に結び付けられるよう、専門的な支援が必要と認められる場合は、専門機関につなぐなどの対応を行う。

(3) 専門員は各種研修を活用することにより、適切な専門性を確保する。

(事業者の責務)

第7条 第2条第2項の規定による事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「事業者」という。）は、第4条第1項に規定する専門員を配置し、事業を実施するものとする。

2 事業者は、事業の実施に関し、諸帳簿等必要な帳簿を整備するとともに、配置した専門員の研修に努めなければならない。

(報告及び支払)

第8条 専門員（前条第1項に規定した者を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び事業者は、巡回支援における活動内容を巡回支援専門員整備事業活動報告書（様式第1号）にて、町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告を受けた場合、次により報償費等を支払うものとする。

(1) 専門員 その内容を審査の上、正当な請求のあった日の属する月の翌日の末日までに報償費を支払うものとする。

(2) 事業者 委託契約で定められた方法により、委託料を支払うものとする。
(報償費等の額)

第9条 事業に要する報償費等の額は次による。

(1) 専門員 1時間あたり5,000円（旅費を含む）

(2) 事業者 前号の額を基本に委託契約で定めた額

(遵守事項)

第10条 巡回支援等において、事故が発生した場合は、町長及び関係者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 専門員、従事者及び事業者等関係者は、正当な理由なく業務上知り得た対象児等に関する情報を漏らしてはならない。また業務をしなくなった後も同様とする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。